

医療保険制度の変更点

裏面のチャートの補足となっています。

75歳以上の方には3月中に新たな保険証が届いています。

医療機関の窓口では支払う費用は基本的に1割で以前と変更はありません。一部の3割負担の方は、同じく3割負担となります。

75歳以上の方すべてに保険料を納めていただくこととなります。保険料につきましては受け取られている年金の額により異なります。各自治体により異なりますが、4月15日支給の年金より天引きされる予定です。

75歳以上の方で制度の始まる直前まで、健康保険料の負担のなかった方（会社の健康保険などの扶養に入られていた方）は、軽減措置があります。

平成20年 4月～9月 保険料負担なし

平成20年 10月～3月 保険料負担は本来の金額の一割のみ

所得の低い方で国民健康保険料の軽減を受けられている方は、今後5年間、引き続き軽減があります。

新たに国民健康保険の支払いの対象となる方が1人の場合は、保険料の世帯別部分（Dの部分）が半額となります。

世帯主の方が75歳以上で、それまで会社の保険に入られていた場合で、そのご家族が75歳以下の方が新たに国民健康保険料を負担することになる場合は、所得や資産に応じて保険料の軽減が受けられます。しかしこの軽減は窓口へ申請しなければ受けられません。窓口へ申請すれば以下の軽減が受けられます。

：2年間、所得や資産に応じて負担する保険料が免除となります。

（A,Bの部分）

：一人当たりの負担する保険料が半額となります。（Cの部分）

：新たに国民健康保険を負担する方がお1人の場合は、世帯ごとに負担する保険料が半額となります。（Dの部分）

詳しい保険料の額や軽減の有無につきましては、各自治体にお問い合わせください。F

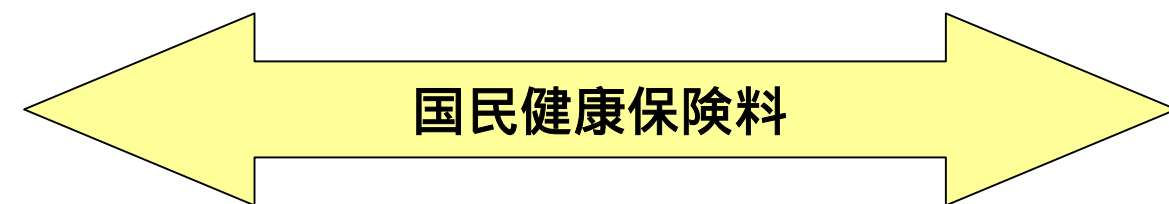
国民健康保険料の仕組み

A：所得割（所得に応じて負担する保険料）

B：資産割（資産に応じて負担する保険料）

C：被保険者均等割（被保険者一人当たりで負担する保険料）

D：世帯別平等割（世帯ごとに負担する保険料）



国民健康保険料の決定の仕組みは上記のA～Dのそれぞれの金額を合算したものになっています。

今回の後期高齢者医療制度の導入に伴い、世帯主以外の方が軽減措置を受けられる場合の対象となる部分が、条件によって異なりますのでご注意ください。

高額医療・高額介護合算制度の新設

今までは高額医療費、高額介護費別々での払い戻ししかありませんでしたが、今後は医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一年で限度額56万以上（左記は基本の金額：加入する医療保険制度や所得に応じて異なります。）を超えた場合、申請すれば限度額を超えた部分後日払い戻しされます。

平成21年8月以降申請できます。